

送付4-24 陳情審査部分抜粋：
令和4年12月6日 企画総務委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 それでは、まず日程1、陳情審査に入ります。

新たに送付された陳情でございますけれども、送付4-24、朝日九段マンション耐震補強工事助成金不正申請の検証を求める陳情の審査に入ります。

お手元に配付してございます陳情書をご確認いただきまして進めたいと思っておりますけれども、ちょっと分かりづらいところもあろうかと思っておりますので、執行機関のほうから概略を説明いただきたいと思います。

○武建築指導課長 本陳情につきまして情報提供させていただきます。

本陳情につきましては、このマンションにつきましては、特定緊急輸送道路沿道でございます、目白通りに面する建築物でございます。本マンションの管理組合においては、耐震診断を平成25年度に行い、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があるとの結果が出ております。令和2年度補強設計を完了し、耐震改修につきましては先月完了しております。この耐震診断、補強設計については既に区から補助金を助成しております。耐震改修費用の助成金につきましては、今後、完了実績報告、請求を受けて今年度支出予定となっております。また、この本助成金につきましては、千代田区特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化助成要綱に基づき申請手続を進めておりますので、陳情書にあります千代田区マンションの耐震化促進助成要綱とは異なる要綱となります。

説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。今、執行機関のほうから概略の説明を頂きました。踏まえて何か皆さんのほうからあればやり取りをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大坂委員 今、説明で最後のところにありましたけれども、この陳情書について千代田区マンション耐震化促進助成要綱と異なる要綱だというふうな説明がありましたが、陳情では19条の規定に違反するというふうに書かれていますが、具体的なこの19条の内容がどういうものなのかということと、その異なるといった説明について、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○武建築指導課長 この朝日九段マンションにつきましては、千代田区特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震助成要綱において助成しておるものでございますが、陳情書には、千代田区マンション耐震化助成要綱が適用されるものとございますが、こちらはちょっと異なる要綱ということで、この千代田区マンションの耐震化促進助成要綱19条におきましては助成金の交付手続の内容となっております。そういう内容ということでご理解いただければと思います。

○大坂委員 となると、この陳情書の19条の規定に違反するということについては誤りの可能性があるのかなというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○武建築指導課長 こちらに関しては間違った要綱を記載されたということでございます。

○大坂委員 ありがとうございます。

また、助成金に関してはまだ現時点では支払いがされていないということでもよろしいんでしょうか。それと、区の耐震改修助成を受ける際の条件はほかに何か付加されているんでしょうか。

○武建築指導課長 まず、耐震工事が完了した時点で交付請求はございませんので、まだ耐震工事の助成は支出しておりません。この耐震助成を受ける際の条件でございますが、

送付4-24 陳情審査部分抜粋：
令和4年12月6日 企画総務委員会（未定稿）

補強設計耐震改修計画については、第三者機関の評定を受けて適合したものが条件ということで、そういった判定書を出していただいているところでございます。

○大坂委員 この当該のマンションは第三者機関の評定というのは受けているということでしょうか。

○武建築指導課長 こちらの管理組合からは第三者機関の評定を受けたものを判定書という形を出していただいております。

○大坂委員 これ、陳情は区に対して検証を求めるといふ陳情になっているんですけども、区として第三者機関の評定に対して、何か検証するというようなことができるのかどうか、その点についてはどうなんでしょうか。

○武建築指導課長 第三者機関におきましては、東京都が耐震改修計画の技術評定に関する協定を締結した専門機関を申請者が選定することになっておりますもので、区からこの専門機関について指示したということはありません。また、第三者機関は独立機関ということで評定を行う機関でございます。ということで、第三者機関が行った評定について区から検証を改めて行うということはありません。

○大坂委員 なかなか、区としてこの陳情に沿った形で何か対応するという事は難しいのかなという印象を受けるんですけども、であれば、もしこの第三者機関に対して何か疑義があるというようなことがある場合、どういった手段を取ることが可能なのか、その点、何か見解があればお聞かせください。

○武建築指導課長 この第三者機関におきましては東京都と技術評定の協定を結んでおりますので、まず東京都と相談する方法としては一つあると思われれます。

○嶋崎委員長 はい。

ほかに。

○岩田委員 今のやり取りで、区は検証することもできないし第三者機関に何か言うこともできないということなんですけど、ほかに何か、区としてできることって何かあるんですか。

○武建築指導課長 区としては評定とか、あと、たまたまご相談が区にあれば、もし明らかに間違った、階数が1階間違っているとか、そういったことであればもう的確に間違いということも区としても判断できますので、そういったことがあれば区としても何か動ければと思っております。

○岩田委員 じゃあ、区としては正しい書類が出てきたらお支払いをしなきゃならない。ただ、それとあとのご相談ぐらいしかできませんということなんですかね。

○武建築指導課長 耐震、第三者機関で評定を受けておりますので、専門の方が3人とか、そういった形で入られて精密に的確に審査をされているということでございますので、まずはその評定機関の判定書を優先するという事を考えております。

○嶋崎委員長 ほかにありますか。

○永田委員 第三者機関の評定で、機関によって判断が多少違うとか誤差みたいのが実際にあるんでしょうか。分かったら教えてください。

○武建築指導課長 専門機関の方がそれぞれ建物をどう評価するかということで、多少壁が耐震性のあるものと見ていいのかとか、多少の判断は異なるという事がございます。

○嶋崎委員長 いいですか。

送付4-24 陳情審査部分抜粋：
令和4年12月6日 企画総務委員会（未定稿）

ほかにはありますか。

○小枝委員 ピアチェックをしてくださいという内容ですけれども、今のやり取りを聞いていると、ピアチェックは認定機関がしていると。その認定機関というのは幾つぐらいあって、どこが責任を持つ機関で、で、そこにもし、何というか、このケースというよりは一般論としてですけれども、問題が生じたときには、どういうふうにそのことを確認をするような仕組みになっているのか、いないのか、お答えください。

○武建築指導課長 まず、専門機関については東京都で指定してございまして、約20ございます。東京都が技術的な評定を結んでいるということで、その協定の中で何か疑義とかそういうのがあった場合は、どう結んでいるかということで、まずは東京都のほうに相談に行かれるのが私としてはよいのかなと考えているところでございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

ちょっと、今、質疑と答弁を聞いておったんですけれども、なかなか千代田区としての判断というか、相談事ではなく、第三者機関ないし東京都に対しての案件なのかなというふうに委員長としては話のやり取りを受け止めました。

で、いかがでしょう、これ、取扱いなんですけれども、この千代田区、そして千代田区議会、区議会に対しての陳情なんですけれども、なかなか今のやり取りを聞いていただいたとおりなんで、非常に難しいというふうに私は判断をいたしました。多分皆さんも同じだと思うんですけれども、陳情者には今のやり取りも含めて、議事録をもって、もしこの後に何かご相談事があるとすれば、当区議会ではなく、東京都ないし第三者機関に対しての問合せをしていただいたほうが明快なのかなというふうに思いますんで、その旨添えて、議事録を添えてお返しをしたほうがよろしいかなというふうに委員長としては判断をしますけれども、委員の皆様からのご意見はいかがでしょう。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのように取扱いとしてさせていただきますので、この陳情については終了をいたします。